



就学前の障害児の発達支援の無償化に係る方針について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害児の発達支援に係る閣議決定事項等

〇新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日) (抄)

1. 幼児教育の無償化

(具体的内容)

子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する。広く国民が利用している3歳から5歳までの全ての子供達の幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。なお、子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、公平性の観点から、同制度における利用者負担額を上限として無償化する。(略)

(実施時期)

こうした幼児教育の無償化については、消費税率引上げの時期との関係で増収額に合わせて、2019年4月から一部をスタートし、2020年4月から全面的に実施する。 また、就学前の障害児の発達支援(いわゆる障害児通園施設)についても、併せて無償化を進めていく。(略)

○経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日)(抄)

- 1. 人づくり革命の実現と拡大
- (1)人材への投資
- ① 幼児教育の無償化

(略)

このほか、<u>就学前の障害児の発達支援(いわゆる「障害児通園施設」)については、幼児教育の無償化と併せて無償化することが決定されているが、幼稚園、保育所及</u>び認定こども園と障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象とする。(略)

(実施時期)

無償化措置の対象を認可外保育施設にも広げることにより、地方自治体において、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設の利用者に対する保育の必要性の認定に関する事務などが新たに生じることになることを踏まえ、無償化措置の実施時期については、2019年4月と2020年4月の段階的な実施ではなく、認可、認可外を問わず、3歳から5歳までの全ての子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供について、2019年10月からの全面的な無償化措置の実施を目指す。

〇幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針(平成30年12月28日)(抄)

- 4. 就学前の障害児の発達支援
- 〇 就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進める¹⁹。具体的には、満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象に、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業並びに福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の利用料を無償化する²⁰。

また、幼稚園、保育所又は認定こども園とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象とする21。

- 19 <u>就学前の障害児の発達支援の無償化に係る財源については、現行の障害児福祉サービスの制度と同様、一般財源とする。また、初年度に要する周知費用やシステム改修費について全額国費</u>で負担する。
- 20 障害児入所施設は、入所している障害児に対し、日常生活の指導や知識技能の付与など、通所型の児童発達支援と同様の支援を行っていることから対象に含める。 また、基準該当児童発達支援事業所及び共生型の特例により指定を受けた児童発達支援事業所も対象とする。
- 21 認可外保育施設等と併用した場合も同様(認可外保育施設等については上限額あり)。

就学前の障害児の発達支援の無償化に係る方針について

(平成30年12月28日付け事務連絡)

1. 対象期間

満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間

2. 対象施設

- •児童発達支援事業所
- •医療型児童発達支援事業所
- •居宅訪問型児童発達支援事業所
- •保育所等訪問支援事業所
- •福祉型障害児入所施設
- •医療型障害児入所施設
- ※幼稚園、保育所又は認定こども園と上記の発達支援を利用する場合は、ともに無償化する。
- ※障害児入所支援を行う指定発達支援医療機関についても対象とする。
- ※基準該当児童発達支援事業所及び共生型の特例により指定を受けた児童発達支援事業所も対象とする。
- ※措置による場合も無償化の対象とする。

3. 財政措置

- 就学前の障害児の発達支援の無償化については、現行の障害児通所給付費、障害児入所給付費等と同様 に、消費税財源ではなく一般財源により対応。
- 障害児入所給付費等国庫負担金の算定に当たっては、障害児の発達支援の無償化に要する費用について も所要額に含めて交付申請を行う。

(国と地方の負担割合は、これまでと同様、障害児通所給付費:国1/2、都道府県1/4、市町村1/4、障害児入所給付費:国1/2、都道府県1/2)

○ 初年度に要する周知費用及びシステムの改修経費については、別途、国庫補助を予定。